

## 医療体制部会の審議状況について

## 【所掌事務】

- 医療計画（県計画、医療圏計画）（地域医療構想、病床整備計画を含む）
- 医療費適正化計画
- 地域医療連携推進法人認定 等

第 2 回	
日 時	令和 4 年 2 月 15 日（火） 午後 2 時から午後 4 時まで
場 所	愛知県自治センター 6 階 第 602・603 会議室
出席者	委員 8 名（委員総数 11 名）
議 題	<p>①愛知県医療圏保健医療計画（中間見直し）の案の決定</p> <p>②病院の病床整備計画に対する意見の決定</p> <p>③有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定（3-2 頁参照）</p> <p>④病床機能再編支援交付金に対する意見の決定</p> <p>⑤医療介護総合確保促進法に基づく令和 4 年度県計画事業（素案）の決定（3-3～7 頁参照）</p> <p><b>【審議結果】</b></p> <p>①・③・④・⑤ 承認</p> <p>② 本病床整備は適当ではない</p>
報 告 事 項	<p>○地域医療構想推進委員会の取組について（3-8 頁参照）</p> <p>○開設者を変更する病院及び有床診療所への対応について（3-9 頁参照）</p> <p>○愛知県循環器病対策推進計画の策定について（3-10～11 頁参照）</p> <p>○医師の時間外労働上限規制への対応について（3-12～14 頁参照）</p>

病床整備計画に対する意見の決定・承認について

総括表

※令和4年11月に医療体制部会で認められた病床数を含む。

○ 有床診療所の病床整備計画

病床の種類 (医療法施行規則第1条の14第7項)	医療圏	設置予定の診療所 ①名称 ②所在地 ③開設者 ④標榜科目 ⑤開設(増床)時期 ⑥承認年月日	開設病床数(床)		
			現在	増加	計
周産期医療 (第2号)	名古屋・尾張中部	① 医療法人昇樹会 上野レディースクリニック ② 名古屋市北区大曾根1丁目 29番33号 ③ 上野 直樹 ④ 産科・婦人科 ⑤ 令和5年2月予定 ⑥ 令和4年2月15日	13	5	18

病床別	区 域	基 準 病床数 (A) 平成30～ 令和5年度	既 存 病床数 (B) (※)令和3.9.30	差引数 (C) (A)-(B)	今回承認した整備計画						(参 考) 令和7年の 必要病床数 推計			
					全 体		病 院		診 療 所					
					施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数				
一般病床 及び 療養病床	名古屋・尾張中部医療圏	17,911	合計	20,721	△ 2,810	1	5	-	-	1	5	22,039		
			一般	16,050			5				-		5	
			療養	4,671			-				-		-	
	海 療 部 医 療 圏	1,531	合計	1,860	△ 329	-	-	-	-	-	-	-	1,981	
			一般	1,136			-							-
			療養	724			-							-
	尾 張 東 部 医 療 圏	4,141	合計	4,425	△ 284	-	-	-	-	-	-	-	5,268	
			一般	3,629			-							-
			療養	796			-							-
	尾 張 西 部 医 療 圏	3,357	合計	3,636	△ 279	-	-	-	-	-	-	-	3,922	
			一般	2,949			-							-
			療養	687			-							-
	尾 張 北 部 医 療 圏	4,725	合計	5,061	△ 336	-	-	-	-	-	-	-	5,385	
一般			3,529	-			-							
療養			1,532	-			-							
知 多 半 島 医 療 圏	3,147	合計	3,196	△ 49	-	-	-	-	-	-	-	3,310		
		一般	2,675			-							-	
		療養	521			-							-	
西 北 三 河 部 医 療 圏	2,252	合計	2,767	△ 515	-	-	-	-	-	-	-	3,064		
		一般	1,969			-							-	
		療養	798			-							-	
西 南 三 河 東 部 医 療 圏	2,083	合計	2,484	△ 401	-	-	-	-	-	-	-	2,325		
		一般	1,661			-							-	
		療養	823			-							-	
西 南 三 河 西 部 医 療 圏	4,263	合計	4,698	△ 435	-	-	-	-	-	-	-	4,998		
		一般	3,282			-							-	
		療養	1,416			-							-	
東 北 三 河 部 医 療 圏	229	合計	417	△ 188	-	-	-	-	-	-	-	267		
		一般	222			-							-	
		療養	195			-							-	
東 南 三 河 部 医 療 圏	4,139	合計	6,506	△ 2,367	-	-	-	-	-	-	-	5,214		
		一般	3,504			-							-	
		療養	3,002			-							-	
計	47,778	合計	55,771	△ 7,993	1	5	-	-	1	5	57,773			
		一般	40,606			5				-		5		
		療養	15,165			-				-		-		
精神病床	全 県 域	10,780	12,292	△ 1,512	-	-	-	-	-	-	-	-		
結核病床	全 県 域	138	111	27	-	-	-	-	-	-	-	-		
感染症病床	全 県 域	72	66	6	-	-	-	-	-	-	-	-		

医療介護総合確保促進法に基づく令和4年度計画事業（素案）について

1 制度の概要

いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となる令和7（2025）年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、消費税増収分を財源として活用した基金（負担割合：国2/3、都道府県1/3、一部国10/10）を都道府県に設置し、毎年度、都道府県が作成した計画に基づく事業を実施する。（本県では平成26年12月に「地域医療介護総合確保基金」を設置）

(1) 令和4年度基金規模国予算案

医療分：1,029億円（1,179億円）

（内訳：施設等の整備 200億円（350億円）、病床機能再編支援 195億円（195億円）、居宅等の医療提供及び従事者の確保 491億円（491億円）、勤務医の働き方改革 143億円（143億円））

(2) 対象事業（医療分）

- ①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 医療従事者の確保に関する事業
- ④ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

2 事業費（案） 38億2,449万2千円（令和3年度計画 38億2,730万1千円）

対象事業	金額	
①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	4.3億円	(3.6億円)
①-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業	11.7億円	(16.1億円)
② 居宅等における医療の提供に関する事業	0億円	(0億円)
③ 医療従事者の確保に関する事業	15.4億円	(16.2億円)
④ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	6.8億円	(2.4億円)

3 今後のスケジュール（予定）

- 2月 15日 医療審議会医療体制部会で計画事業(素案)について審議
- 3月 計画事業(素案)の事業額を国へ提出
- 9月 国から交付額の内示
- 12月 内示額に基づく計画作成（国へ交付申請）
- 2～3月 国から交付決定

【主な事業（金額の（ ）は前年度）】

- ①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 434,992千円（359,789）

【継続】

- 病床規模適正化事業 248,955千円 (145,371)
- 訪問看護職員就労支援事業 29,948千円 (28,445) 等

【新規】

- 医療資源適正化連携推進事業 111,000千円 (0)

- ①-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業 1,167,816千円（1,607,172）

【継続】

- 病床機能再編支援交付金事業 1,167,816千円 (1,607,172)

- ② 居宅等における医療の提供に関する事業 0《43,904》千円 (0《43,021》) ※

【継続】

- 歯科衛生士再就業支援事業 0《9,408》千円 (0《9,408》)
- 在宅歯科医療連携室事業 0《8,513》千円 (0《8,513》)
- 障害者歯科医療ネットワーク推進事業 0《7,326》千円 (0《7,326》) 等

※《 》内の額は計画執行残により実施する事業費の規模

- ③ 医療従事者の確保に関する事業 1,541,522千円 (1,618,695)

【継続】

- 地域医療確保修学資金貸付金 360,000千円 (361,200)
- 医療勤務環境改善支援センター事業 20,029千円 (20,029)
- 看護師養成所運営助成事業 283,279千円 (304,816)
- 病院内保育所運営助成事業 276,443千円 (332,450) 等

- ④ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 680,162千円（241,645）

【継続】

- 地域医療勤務環境改善体制整備事業 680,162千円 (241,645)

（参考）回復期病床整備事業（①-1事業）については、当面平成27年度からの既積立額を活用し、実施していくこととする。（R4予算額 293,776千円）

医療介護総合確保促進法に基づく令和4年度計画事業(素案)

3,824,492千円

1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	R3 (2021) 計画額	R4(2022) 要望額	R4 (2022) 実施分	R5 (2023) 以降 実施分
1	【継続(H27計画～)】 回復期病床整備事業	回復期病床(回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟など)の新設・転換するために必要となる施設・設備整備に助成する。	医療機関	1/2	128,757	—	—	
2	【継続(H31計画～)】 病床規模適正化事業	病床の適正化に伴い不要となる病棟、病室等を他の用途へ変更(機能転換以外)するために必要な改修及び設備に助成する。	医療機関	1/2	145,371	248,955	248,955	
3	【継続(H31計画～)】 地域医療構想推進事業	地域医療構想の進め方について、研修会を開催するとともに、アドバイザーを設置して議論を活性化させる。	県 県医師会	—	8,261	8,171	8,171	
4	【継続】 医療介護連携体制支援事業	在宅医療の充実により療養病床等の入院患者の在宅への移行を促進し、慢性期病床等の他の機能の病床への転換等を推進するため、医療介護連携を進める上で必要となる多職種連携や職種別の研修を実施する。			77,400	66,866	66,866	
	【継続(H30計画～)】 病床の機能分化と連携推進事業	地域医療構想推進委員会における協議を円滑に進めるため、医療機関を対象とした病床機能の役割分担の明確化を進めていくための研修に対し助成する。	愛知県病院団体協議会	10/10	7,000	7,000	7,000	
	【継続(H27計画～)】 地域包括ケア推進事業	地域包括ケアシステムの構築を図るため、国立長寿医療研究センターに市町村からの問い合わせに対応する相談窓口を設置するなどにより、システム構築の取組を県内に広める。また、在宅医療・介護連携事業の関係者を集めたネットワーク会議を設置する。	県 国立長寿医療研究センター 県医師会	委託等	13,574	12,634	12,634	
	【継続(H27計画～)】 在宅医療推進協議会事業	在宅医療の推進を図るため、「在宅医療推進協議会」を設置し、県内全域の在宅医療の確保及び連携体制の構築に関する協議を行う。	県	—	503	495	495	
	【継続(H26計画～)】 在宅医療推進研修事業	在宅医療提供体制を充実させ、在宅医療機関不足を解消するため、地域の開業医を軸に多職種を含めた研修を実施する。	県医師会	委託	2,257	2,257	2,257	
	【廃止】 人生の最終段階における医療体制整備事業	人生の最終段階における、本人の希望についての意思決定支援を行う相談員を育成するため、県内医療機関等を対象とした研修事業を実施する。	国立長寿医療研究センター	委託	8,965	—	—	
	【継続(H27計画～)】 リハビリテーション情報センター事業	回復期病床の充実を図るため、リハビリ職種に対し、情報提供やリハビリを取り入れた退院支援等の研修を実施する。	県理学療法士会	1/2	1,620	1,620	1,620	
	【継続(H28計画～)】 小児在宅医療普及推進事業	重症小児患者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域の受入体制充実のための研修を実施する。	県医師会	委託	2,018	2,018	2,018	
	【継続(H26計画～)】 訪問看護ステーション長期派遣研修事業	訪問看護ステーションの充実を図るため、病院に勤務する看護師を訪問看護ステーションに長期間派遣し、在宅ケアが必要な患者のニーズを適切に判断できる看護師を養成する。	医療機関	1/2	6,363	4,239	4,239	
	【継続(H28計画～)】 訪問看護職員就労支援事業	訪問看護ステーションの充実を図るため、訪問看護ステーションに新規採用された看護職員が就労しながら研修を受講する際の経費を助成する。 また、愛知県看護研修センターにおいて実施する、新人訪問看護職員研修に要する経費に対し助成する。	訪問看護ステーション 県	1/2 —	28,445	29,948	29,948	
	【継続(H28計画～)】 薬剤師在宅医療対応研修事業	薬剤師が他の専門職と協同し、病院から在宅医療へのスムーズな移行に必要な知識及びノウハウを習得するため、実践的な内容の研修を実施する。	県薬剤師会	委託	1,971	1,971	1,971	
【継続(H29計画～)】 在宅歯科医療普及研修事業	病院退院時に在宅歯科医療に円滑に移行するため、病院関係者と地域の在宅歯科医療関係者の連携が強化されるよう病院従事者と地域の在宅歯科医療関係者を対象とした在宅歯科医療への普及についての研修を実施する。	県歯科医師会	委託	2,008	2,008	2,008		
【継続(H31計画～)】 地域包括ケア対応歯科衛生士養成事業	地域包括ケアシステムの専門職の一員として、多職種との連携調整を行いながら、口腔健康管理を提供できる歯科衛生士を養成するための事業を実施する。	県歯科衛生士会	委託	995	995	995		
【継続(R2計画～)】 在宅・介護領域職員研修事業	訪問看護事業所などで業務に従事する看護職に対して最新の看護技術や知識・多職種連携体制強化についての研修会を開催する。	県看護協会	委託	1,681	1,681	1,681		
5	【新規】 医療資源適正化連携推進事業	医療データを収集・分析し、地域医療構想推進委員会の場で報告、共有するとともに医療機関等にフィードバックを行うことにより、効率的な医療資源の配置・調整を推進し、疾患別オンライン診療システムを構築し、在宅への円滑な移行を図る。	名古屋大学医学部附属病院	3/4	0	111,000	27,750	83,250

<b>区分 I - 1 計</b>	<b>359,789</b>	<b>434,992</b>	<b>351,742</b>	<b>83,250</b>
-------------------	----------------	----------------	----------------	---------------

1-2. 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	R3 (2021) 計画額	R4(2022) 要望額	R4 (2022) 実施分	R5 (2023) 以降 実施分
6	【継続(R3計画～)】 病床機能再編支援交付金事業	病床を稼働病床数ベースで1割以上の削減を行った病院を対象に、将来、当該病床を稼働させていけば得られたであろう利益(逸失利益)に対して交付する。	医療機関	10/10	1,607,172	1,167,816	1,167,816	
<b>区分Ⅰ-2 計</b>					<b>1,607,172</b>	<b>1,167,816</b>	<b>1,167,816</b>	<b>0</b>

2. 居宅等における医療の提供に関する事業 ( )の金額は、過去の基金計画の執行残により実施する事業分

(単位：千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	R3 (2021) 計画額	R4(2022) 要望額	R4 (2022) 実施分	R5 (2023) 以降 実施分
7	【継続(H27計画～)】 保健医療福祉連携強化普及啓発事業	本県における保健・医療・福祉関係者の連携強化に資する関連調査を行うとともに、県民への普及啓発を行う。	県医師会	委託	(2,871)	(2,871)	(2,871)	
8	【継続(国庫)】 在宅歯科医療連携室事業	訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士の派遣や在宅歯科医療に関する講習会を実施する。	県歯科医師会	委託	(8,513)	(8,513)	(8,513)	
9	【廃止】 在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療に必要な医療機器等の整備にかかる経費に対し助成する。	医療機関	2/3	(7,600)	(0)	(0)	
10	【継続(国庫)】 在宅療養者歯科口腔保健推進設備整備事業	在宅で療養する者の口腔ケアを含めた口腔機能管理に必要な医療機器等の整備にかかる経費に対し助成する。	医療機関	1/2	(3,000)	(9,120)	(9,120)	
11	【継続(H27計画～)】 障害者歯科医療ネットワーク推進事業	愛知県歯科医療センターと障害者歯科医療センターを中心とした障害者歯科医療ネットワークを整備、運用するとともに、障害者歯科医療専門医を育成することにより、地域完結型の障害者歯科医療体制の実現を目指す。	県歯科医師会	委託	(7,326)	(7,326)	(7,326)	
12	【継続(H27計画～)】 在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業	未就業歯科衛生士の再就業を支援するため、登録バンクの運営、研修、職場環境整備、養成校連携強化を実施する。	県歯科医師会	委託	(9,408)	(9,408)	(9,408)	
13	【継続(国庫)】 訪問看護推進事業	訪問看護を推進するため推進協議会を開催し、実態調査、研修等を実施する。	県 県看護協会	一 委託	(1,790)	(1,790)	(1,790)	
14	【継続(R2計画～)】 特定行為研修事業	特定行為を行う看護師に対する研修経費、研修受講中の代替職員補充経費などに対して助成する。	医療機関	1/2 1/4	(2,513)	(3,396)	(3,396)	
15	【新規】 高齢者口腔機能評価推進事業	高齢者の口腔機能評価を適切に行うための人材育成とともに、口腔機能の維持・機能回復に向けた取組を関係機関・団体と連携して推進する。	県歯科医師会	1/2	(0)	(1,480)	(1,480)	
<b>区分Ⅱ 計</b>					<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
					<b>(43,021)</b>	<b>(43,904)</b>	<b>(43,904)</b>	<b>(0)</b>

3. 医療従事者の確保に関する事業 ( )の金額は、過去の基金計画の執行残により実施する事業分

(単位：千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	R3 (2021) 計画額	R4 (2022)		
						要望額	実施分	R5 (2023) 以降実施分
16	【継続(国庫)】 小児救急電話相談事業	小児科医の診療していない休日等に保護者向けの相談体制を整備し、適切な医療相談を実施する。	民間事業者	委託	59,637	59,637	59,637	
17	【継続(国庫)】 小児集中治療室医療従事者研修事業	小児専門医確保のための研修事業に対し助成する。	医療機関 (3)	1/2	9,459	9,459	9,459	
18	【継続(国庫)】 小児救急医療支援事業	小児の第2次救急医療体制として在宅当番医及び病院群輪番制病院等を支援する小児科標榜病院に対し助成する。	医療機関	2/3	16,224	16,206	16,206	
19	【継続(国庫)】 産科医等支援事業	産科医及び小児科医の処遇改善・人材確保のため、分娩手当や新生児担当医に対する手当を支給する医療機関に対し助成する。	医療機関	1/3	111,881	108,712	108,712	
20	【継続(H26計画～)】 帝王切開術医師支援事業	地域の中小規模の産婦人科医療機関でも帝王切開に対応できるよう医師確保のための支援を行う。	医療機関	1/3	30,956	30,609	30,609	
21	【継続(国庫)】 救急勤務医支援事業	一定の救急搬送実績のある第2次救急医療施設、救急告示病院で夜間・休日の救急医療を担う医師への手当の支給を通じ、これらの業務負担の多い勤務医等の処遇改善を図る。	2次救急医療施設 救急告示病院 (12)	1/3	11,290	11,290	11,290	
22	【継続(一部国庫)】 地域医療支援センター事業	医療法で地域医療支援センターにおいて実施が求められている、医師の地域偏在解消のために必要な医療支援事務を行う。			134,024	132,510	132,510	
	【継続(H27計画～)】 地域医療支援センター運営費等	県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行うことにより、医師の地域偏在を解消する。	県 県医師会 医療機関	—	74,002	72,488	72,488	
	【継続(国庫)】 医師派遣推進事業	医師派遣を行う医療機関が、医師を派遣することによる逸失利益に対して補助する。	医療機関 (5)	3/4	17,060	17,060	17,060	
	【継続(国庫)】 女性医師等就労支援事業	職場を離れた女性医師への復職支援、短時間勤務を取り入れる医療機関への助成など、女性医師が育児をしながら働くことができる体制整備を行う。	医療機関等	1/2 3/4 10/10	42,962	42,962	42,962	
23	【継続(H27計画～)】 地域医療確保修学資金貸付金	将来的に県内の公的医療機関等で一定期間勤務することを条件とした修学資金の貸付を医学生に対し行う。	県	定額	361,200	360,000	360,000	
24	【継続(H27計画～)】 医療勤務環境改善支援センター事業	医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、各医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援する「愛知県医療勤務環境改善支援センター」を設置する。	民間団体 (企画公募にて選定)	委託	20,029	20,029	20,029	
25	【継続(H27計画～)】 看護職員確保対策事業	診療所における看護職員の確保を図るための事業を行う。	県医師会	定額	3,675	3,675	3,675	
26	【継続(H26計画～)】 ナースセンター事業	看護師の人材確保を図るため、公益財団法人愛知県看護協会に委託して実施している「愛知県ナースセンター」の業務に要する経費28年度からは、新たに平成27年10月の看護師等の届出制度を活かした再就業支援策を加え事業を実施する。	県	委託	83,798	78,999	78,999	
27	【継続(一部国庫)】 看護師等養成所運営助成事業	看護師等養成所の運営に必要な経費を助成する。	看護師等養成所	定額	304,816	283,279	283,279	
28	【継続(一部国庫)】 病院内保育所運営助成事業	病院の設置する保育施設への補助を行い、看護職員等の離職防止及び再就職を支援する。	県	2/3 1/2 1/4	332,450	276,443	276,443	

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	R3 (2021) 計画額	R4(2022) 要望額		R5 (2023) 以降 実施分
						R4 (2022) 実施分		
29	【継続(国庫)】 新人看護職員研修事業	新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って病院等が実施する新人看護職員研修に対し助成する。	医療機関 (86か所)	1/2	95,458	97,366	97,366	
30	【継続(国庫)】 医療療育総合センター費	医療療育総合センターにおいて新規採用看護師に対し研修を実施する。	県	—	636	636	636	
31	【継続(国庫)】 看護職員専門分野研修事業	認定看護師育成のため研修を実施する医療機関等へ助成する。	県看護協会	定額	4,725	4,725	4,725	
32	【継続(H27計画～)】 へき地医療確保看護修学資金貸付金	県立の看護専門学校において、「地域枠推薦入試」を行い、へき地医療機関への就職を希望する者に対して、在学中に奨学金を貸与する。	県	—	8,400	6,600	6,600	
33	【継続(一部国庫)】 看護研修センター事業	看護職員の継続教育を推進するための拠点として、総合看護専門学校内に看護研修部門を設置し、看護教員等指導者の養成や施設内教育の支援、再就業希望者のための実務研修などの事業を実施する。	県	—	20,643	29,888	29,888	
34	【継続(国庫)】 看護師勤務環境改善施設整備事業	看護職員の離職防止を図るため、勤務環境改善整備をする施設整備事業に要する経費について補助する。	医療機関	1/3	4,810	6,875	6,875	
35	【継続(H27計画～)】 薬剤師再就業支援事業	結婚、育児等を理由に休業している薬剤師のうち、勤労意欲のある者に対して研修会等を開催し、復職を支援することにより、地域包括ケアを推進する薬剤師の人材確保を図る。	県薬剤師会	委託	1,426	1,426	1,426	
36	【継続(H28計画～)】 障害児者医療研修事業	【H27までは地域医療再生基金により実施】 障害者が地域で安心して生活できる体制整備のため、医療・療育関係者等へ研修を行うとともに、発達障害医療及び重症心身障害児者療育に係るネットワークの構築を行う。	県	—	3,158	3,158	3,158	

<b>区分Ⅲ 計</b>	<b>1,618,695</b>	<b>1,541,522</b>	<b>1,541,522</b>	<b>0</b>
		(0)	(0)	(0)

4. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	R3 (2021) 計画額	R4(2022) 要望額		R5 (2023) 以降 実施分
						R4 (2022) 実施分		
37	【継続(R3計画～)】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると認める医療機関を対象に、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を支援するため、ICT機器整備費等に対して助成する。	医療機関	9/10 10/10	241,645	680,162	680,162	

<b>区分Ⅳ 計</b>	<b>241,645</b>	<b>680,162</b>	<b>680,162</b>	<b>0</b>
		(0)	(0)	(0)

<b>合計</b>	<b>3,827,301</b>	<b>3,824,492</b>	<b>3,741,242</b>	<b>83,250</b>
	(43,021)	(43,904)	(43,904)	(0)

地域医療構想推進委員会の取組について

1. 各構想区域の開催状況

- 各構想区域の地域医療構想推進委員会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、**書面開催等により実施**した。
- 委員会の開催方法は、議題の内容や、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮し、**事務局（保健所）が、委員長（地区医師会長）と相談して、地域ごとに判断**している。
- 各構想区域の委員会の中で、**特に重要な議題がある場合には、感染防止対策を万全に行った上で、対面開催等を実施**している。  
 <参考>対面開催等を行った構想区域  
 名古屋・尾張中部（2/3：Web会議）、尾張西部（11/4・1/21）、尾張東部（11/19）

2. 主な議題の協議状況

(1) 再検証要請医療機関の協議状況

ア 経緯

- 令和2年1月17日付けで、厚生労働省医政局長より、急性期の病床を有する公立・公的医療機関等のうちから**再編・統合について再検証の要請対象となる医療機関を選定し、再検証の要請通知を发出**。
- 令和2年3月4日、令和2年8月31日及び令和3年7月1日付け厚生労働省医政局長通知により、**再検証等の期限等については、厚生労働省において改めて整理**するとされた。

イ 再検証要請対象医療機関一覧と協議状況

本県の再検証要請対象医療機関及び協議状況は下表のとおり。

<参考 県内12病院における再検証の検討状況> (令和4年2月15日現在)

構想区域	医療機関名	協議状況	合意内容等
1 名古屋・尾張中部	中日病院	合意済	・急性期病床42床を、回復期病床に転換
2 名古屋・尾張中部	国立病院機構 東名古屋病院	合意済	・2018年に408床から330床に削減したことをもって、既に対応済であることを地域の関係者で確認 ・神経難病、重症心身障害児者、結核等の患者の受け皿としての病院の特性を確認
3 名古屋・尾張中部	ブラザー記念病院	合意済	・2018年に急性期30床を廃止済であることを地域の関係者で確認
4 海部	津島市民病院	合意済	・病院全体で440床を352床にダウンサイジング
5 海部	あま市民病院	合意済	・休棟45床を、回復期病床として再開
6 尾張西部	一宮市立木曾川市民病院	合意済	・急性期病床90床を82床にダウンサイジングし回復期病床に転換
7 尾張西部	稲沢市民病院	継続協議	・休棟46床の活用方法について、検討予定
8 尾張西部	稲沢厚生病院	継続協議	・病院全体（精神病床除く）で249床を174床にダウンサイジングする方向性について、協議予定
9 尾張北部	医療療育総合センター 中央病院	合意済	・2018年に110床から89床に削減したことをもって、既に対応済であることを地域の関係者で確認 ・障害者医療に特化している特性を確認
10 知多半島	常滑市民病院	合意済	・2025年4月に半田市立半田病院と経営統合を行い非公務員型の地方独立行政法人として運営予定 ・急性期病床44床を、回復期病床に転換

11	西三河北部	みよし市民病院	合意済	・急性期病床68床を、急性期病床34床及び回復期病床34床に転換
12	西三河南部西	碧南市民病院	合意済	・急性期病床274床を210床にダウンサイジングする計画に併せて、削減する64床のうち22床を安城更生病院へ病床移動

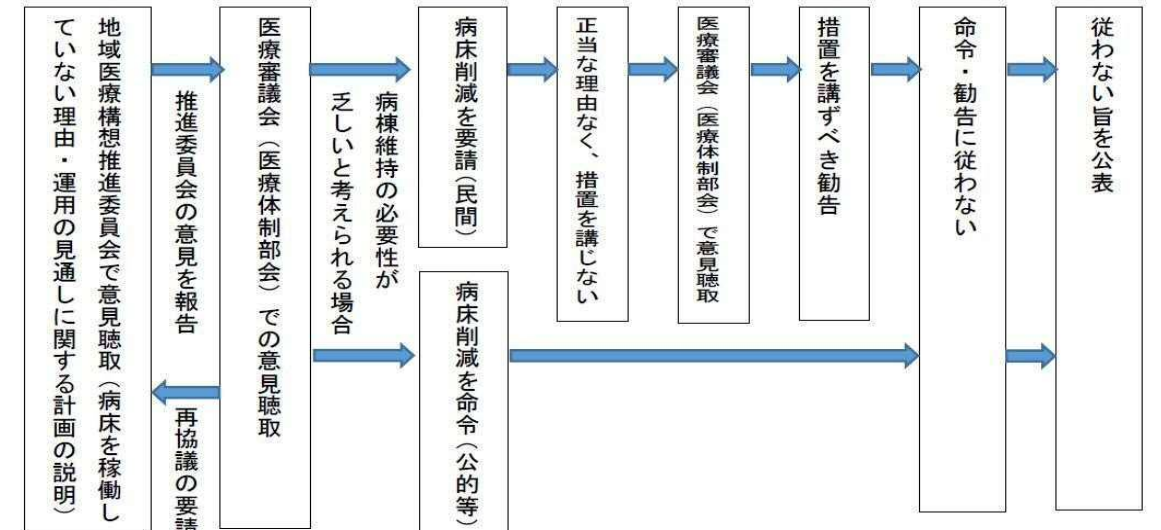
(2) 非稼働病床を有する医療機関への対応について

ア 経緯

令和3年2月4日開催の医療審議会医療体制部会において承認された方針を受け、令和3年3月8日付けで、**以下の取組を実施する旨の愛知県保健医療局長通知を发出**。

<参考>非稼働病床を有する医療機関への方針

- 病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、**取組を進める**。  
 ① **開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1年経過後も稼働していない病床**を有する病院  
 ② **5年以上、稼働していない病床**を有する病院  
 （上記の条件に該当しない医療機関については、各地域において、方針を決定する。）
- **新型コロナの影響で、一時的に稼働率が減少したことによる非稼働は、留意の上、取組を進める**。



イ 各構想区域の協議状況

構想区域	医療機関名	非稼働病床		地域医療構想推進委員会の意見		
		病床名	病床数	開催日	ヒアリング結果 (病床維持の必要性)	委員からの意見の概要
尾張西部	総合大雄会病院	中5階病床	8	R3.11.4	必要性がある	同一法人内の他病院から診療科を移転する計画であり、移転後の増患に対応するためには、現在休止している8床を稼働させる必要がある。
	稲沢市民病院	3階北病床	32	R3.11.4	必要性がある	5階南病床（46床：現在は感染症用病床として運用）で、従前、急性期医療を行っていた医療機能を3階北病床（32床）に移転する計画のため必要がある。
	稲沢市民病院	4階北病床	46	R3.11.4	継続協議	4階北病床（46床）と4階南病床（46床）を一体の病床として再編し、高齢者の骨折治療に特化したフロアとして利用する予定であり、再編後に不要となる病床は、今年度内を目標に削減する計画について協議中。
尾張東部	愛知医科大学病院	7D病床	26	R3.11.19	必要性がある	医師・看護師等の確保状態を勘案して再稼働することとしており、また新型コロナにおける愛知県からの要請に応えるべく増床分の病床にあてているため必要がある。
	愛知医科大学病院	8D病床	27	R3.11.19	必要性がある	



## 開設者を変更する病院及び有床診療所への対応について

### 1 経緯

令和3年11月4日に開催された医療審議会医療体制部会において、**医療機関の開設者変更について、事前に把握できる方法を検討し、タイミングを逸さないで、地域医療構想推進委員会で議論できる体制について問題提起があった。**

### 2 これまでの取組

本県では、平成30年2月7日付け国通知「地域医療構想の進め方について」を参考に、開設者変更について特に重要な議題がある場合には、各構想区域の地域医療構想推進委員会において適宜協議を行ってきた。

しかし、これまで地域医療構想推進委員会の協議事項等については、保健所ごとに取り扱いが異なっており、開設者変更に関する協議等を行っていない事例が散見された。

そのため、**令和3年5月11日に愛知県保健医療局長通知「地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について」**を関係団体、保健所、政令・中核市、関係機関等宛て発出し、**開設者変更等に係る考え方の整理**を行った。

#### 地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について（抜粋）

（令和3年5月11日愛知県保健医療局長通知）

個別の医療機関の2025年を見据えた構想区域において担うべき役割や医療機能ごとの病床数などの対応方針については、病床機能報告や意向調査等の結果を推進委員会において共有・確認すること。その結果、個別の医療機関が構想区域において現在担っている役割や医療機能ごとの病床数を変更する予定を把握した場合には、必要に応じて、新公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プラン、その他の医療機関の事業計画等の策定や改定について依頼し、推進委員会に提示の上、協議すること。なお、**推進委員会で協議を行う際には、事前に愛知県病院団体協議会の幹事病院が各構想区域で開催する協議会等において説明を行うことが望ましい。また、推進委員会で協議を行う際は、やむを得ない場合を除き、変更を行う前に協議を行うこと。**

#### ・開設者を変更する医療機関を把握した場合

**開設者を変更する医療機関（個人間の継承を含む。）を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、愛知県病院開設等許可事務取扱要領第7の「適用除外」に該当する場合においても、その内容を推進委員会で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。**

### 3 取組の概要（開設者変更に係る協議のイメージ）

医療機関の開設者

↓ 行政手続上の相談・問合せ（手続を開始する前の事前段階）

県医療計画課【地域医療構想関係】  
 県医務課【医療法人の定款等】  
 県保健所【医療法上の手続等】  
 政令・中核市保健所【医療法上の手続等】

↓ 計画者に対し、速やかに地区医師会、病院団体協議会の代表幹事病院へ連絡を取るよう依頼

各構想区域の地区医師会、病院団体協議会

↓ 地区医師会、病院団体協議会の協議結果を踏まえ、委員会で情報を共有

各構想区域の地域医療構想推進委員会

### 4 取組の周知

令和3年5月11日の県通知に関する取組について、以下のとおり関係機関に周知を行い、制度の周知徹底を行った。

開催日	会議名	参加者等
R3. 5. 24	基幹的保健所等企画調整担当者会議	県保健所担当者
R3. 10. 13	愛知県地域医療構想推進委員会	地区医師会長、病院団体協議会代表幹事病院長 等
R4. 1. 24	中核市等医務意見交換会	政令市・中核市担当者

なお、保健所等の担当職員の異動もあることから、次年度以降も各会議等において周知を図ることとする。

## <愛知県循環器病対策推進計画の策定について>

### (1) 策定の目的

脳卒中や心臓病などの循環器病は、死亡や介護を要する状態の主要原因の1つとなっていることから、国は循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「健康寿命の延伸を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」を定め、2020年10月に「循環器病対策推進基本計画」を策定した。これを踏まえ、本県においては2021年度中に「愛知県循環器病対策推進計画」を策定する。

### (2) 計画期間

2021年度から2023年度まで

（計画期間は通常6年間であるが、「愛知県地域保健医療計画（2018年度～2023年度）」や「愛知県高齢者福祉保健医療計画（2021年度～2023年度）」の計画見直しサイクルに合わせるため、今回は3年間とする。

### (3) 策定に係る体制

愛知県循環器病対策推進協議会を設置

※名古屋大学循環器内科学教授、同大学心臓外科学教授、名古屋市立大学病院長(脳神経外科学教授)、県医師会理事、県歯科医師会副会長、県居宅介護支援事業所連絡協議会常任理事、心臓病経験者、脳卒中経験者 など20名

### (4) 全体目標等

【全体目標】 2040年までに、3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少

《基本方針Ⅰ》 循環器病予防に関する取組の推進

《基本方針Ⅱ》 保健、医療及び福祉サービスの切れ目ない提供体制の整備

### (5) 主な計画の内容

全体目標の達成に向けて、2つの基本方針に基づき、循環器病に関する取組を推進する。

《基本方針Ⅰ》 循環器病予防に関する取組の推進

個別施策	主な内容
(1) 循環器病の予防や正しい知識に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環器病の予防に必要な知識の普及啓発</li> <li>循環器病の症状や発症時の対応に関する普及啓発</li> </ul>
(2) 健診の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のための取組の推進</li> <li>健診結果を活用した生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の推進</li> </ul>

《基本方針Ⅱ》 保健、医療及び福祉サービスの切れ目ない提供体制の整備

個別施策	主な内容	
(1) 循環器病に係る医療体制整備の推進	① 救急搬送体制の整備	・速やかな搬送体制の整備
	② 医療提供体制の整備	・発症直後から在宅療養に至るまで、病期に応じた適切な医療やリハビリテーションを提供するための医療体制の整備
(2) 循環器病患者等を支えるための多職種連携の推進	① 循環器病に関する適切な情報提供及び相談支援の推進	・循環器病の療養生活に必要な情報提供の促進や相談支援の推進
	② ライフステージに応じた循環器病対策の推進	ア 小児期・若年期の循環器病対策 ・小児から成人までの切れ目ない医療体制の整備や支援の充実 イ 働く世代の循環器病対策 ・治療と仕事の両立支援の推進・就労支援 ウ 高齢期の循環器病対策 ・地域包括ケアに係る取組の推進 ・緩和ケアの推進

### (6) 計画公表までの経過

2021年 6月 1日 (火)	第1回循環器病対策推進協議会《骨子検討》
8月20日 (金)	第2回循環器病対策推進協議会《素案検討》
10月19日 (火)	
～11月17日 (水)	パブリック・コメント実施(意見件数:31件<20人>)
12月24日 (金)	第3回循環器病対策推進協議会《最終案検討》
2022年 1月31日 (月)	計画の策定・公表

# 愛知県循環器病対策推進計画 概要版

## 第1章 計画策定の趣旨

2019年12月1日に「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が施行され、国は、同法第9条第1項に基づき、2020年10月に「循環器病対策推進基本計画」を策定した。

これを踏まえ、本県でも循環器病対策の一層の推進を図るため、同法第11条第1項に基づく「愛知県循環器病対策推進計画」を策定し、「2040年までに健康寿命の3年以上の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す。

「愛知県地域保健医療計画」など他の関連する計画と整合性を保つため、計画期間は、2021年度から2023年度までとする。

## 第2章 循環器病をめぐる現状

- 健康寿命（2019年）：男性72.85年（全国72.68年）、女性76.09年（全国75.38年）
- 年齢調整死亡率（2015年）： \*全国順位は、愛知県で付したもの（昇順）（人口10万対）

	男性	全国順位	(全国)	女性	全国順位	(全国)
脳血管疾患	34.2	10位	(37.8)	20.7	21位	(21.0)
虚血性心疾患	26.3	20位	(31.3)	11.6	32位	(11.8)
心不全	12.2	8位	(16.5)	11.1	14位	(12.4)
大動脈瘤及び解離	7.0	35位	(6.4)	3.4	25位	(3.3)

- 死因別死亡割合（2019年）：  
循環器病21.1%（内訳：心疾患12.5%、脳血管疾患7.1%、大動脈瘤及び解離1.5%）
- 介護が必要となった主な原因 <全国の状況>（2019年）：  
循環器病20.6%（内訳：脳血管疾患16.1%、心疾患4.5%）

## 第3章 施策体系

### 全体目標

2040年までに、3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少

### 基本方針(Ⅰ) 循環器病予防に関する取組の推進

循環器病を予防するために、循環器病に関する知識や、生活習慣の改善のための啓発を行う。

発症時の早期受診の必要性等について啓発を行う。

健診を活用した生活習慣病等の早期発見・早期治療等の取組を推進する。

### 基本方針(Ⅱ) 保健、医療及び福祉サービスの切れ目ない提供体制の整備

発症直後から在宅療養に至るまで、適切な治療やリハビリテーションを継続して受けられる医療提供体制の維持・充実を図る。

循環器病患者等が安心して療養生活を送れるよう循環器病患者等への支援の充実を図る。

## 第4章 個別施策

### 基本方針(Ⅰ)循環器病予防に関する取組の推進

- 循環器病の予防や正しい知識に関する普及啓発
  - 循環器病の予防に必要な知識の普及啓発
  - 循環器病の症状や発症時の対応に関する普及啓発
- 健診の推進
  - 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のための取組の推進
  - 健診結果を活用した生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の推進

### 基本方針(Ⅱ)保健、医療及び福祉サービスの切れ目ない提供体制の整備

- 循環器病に係る医療体制整備の推進
  - 救急搬送体制の整備
    - 速やかな搬送体制の整備
  - 医療提供体制の整備
    - 発症直後から在宅療養に至るまで、病期に応じた適切な医療やリハビリテーションを提供するための医療体制の整備
- 循環器病患者等を支えるための多職種連携の推進
  - 循環器病の療養に関する適切な情報提供及び相談支援の推進
    - 循環器病の療養生活に必要な情報提供の促進や相談支援の推進
  - ライフステージに応じた循環器病対策の推進
    - 小児期・若年期の循環器病対策：
      - 小児から成人までの切れ目ない医療体制の整備や支援の充実
    - 働く世代の循環器病対策：
      - 治療と仕事の両立支援の推進・就労支援
    - 高齢期の循環器病対策：
      - 地域包括ケアに係る取組の推進
      - 緩和ケアの推進

## 第5章 計画の推進体制

### 1 推進体制

県、市町村、医療保険者、保健・医療・福祉に係る関係機関は、適切な役割分担のもと、連携・協力して、循環器病の予防に係る取組や、保健、医療及び福祉サービスの切れ目ない提供体制の整備推進を図る。

### 2 進行管理

愛知県循環器病対策推進協議会において、計画推進のための協議を行い、計画の目標達成に向けた進行管理を行う。

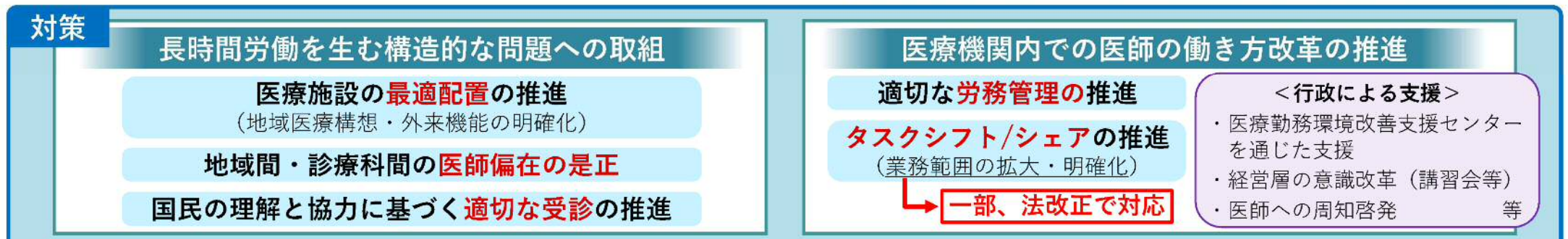
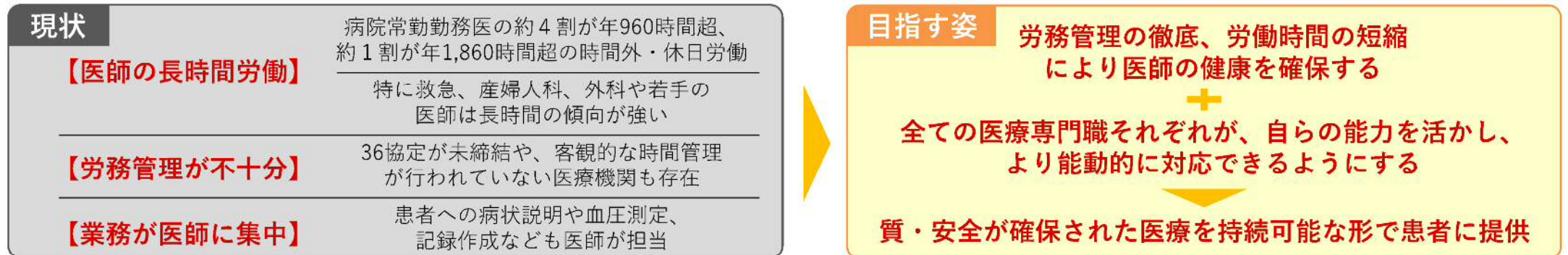
# 勤務医の時間外労働上限規制への対応について

## 1 概要

2018年7月6日公布の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、**診療従事勤務医に対する時間外労働規制が2024年度から適用される。**  
 また、2021年5月28日公布の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、**長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等**が整備され、以下の措置を講じることとなった。

- 勤務する医師が長時間労働となる医療機関における**医師労働時間短縮計画の作成**
- 地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、**時間外労働上限規制の特例水準（B・C水準：年1,860時間以下）の適用対象となる医療機関として、2023年度までに都道府県知事が指定**
- 当該医療機関における健康確保措置**（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施 等

<2022.1.21 厚生労働省医療政策研修会（令和3年度第2回）（抜粋）



（参考）時間外労働の一般則

<b>【時間外労働の上限】</b>
<原則>
1か月45時間
1年360時間
<例外>
年720時間
複数月平均80時間（休日労働含む）
月100時間未満（休日労働含む）
※月45時間超は年間6か月まで

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～）					法改正で対応
地域医療等の確保	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	医師の健康確保
医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 評価センターが評価 都道府県知事が指定 医療機関が計画に基づく取組を実施	A（一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務	<b>面接指導</b> 健康状態を医師がチェック
	連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間		義務	
	B（救急医療等）	※2035年度末を目標に終了			
	C-1（臨床・専門研修）	1,860時間			
	C-2（高度技能の修得研修）				

## 2 医師（勤務医）の働き方改革への支援における県の取組

### (1) 愛知県医療勤務環境改善支援センター（2021年度委託先：愛知県医師会）

2014年6月の医療法の改正により、都道府県は、各医療機関の自主的な取組を促進するため、看護師など医療従事者の勤務環境の改善に関する相談対応や必要な情報の提供などを行うよう努めなければならないとされた。そこで、本県においては、2016年2月に「愛知県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、愛知労働局が行う医療労務管理支援事業と一体となって、医療従事者の勤務環境の改善に関する事業を行っている。

<事業の概要>

- ・医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言・援助を行う。  
(相談例) 有給休暇の取得促進策、時間外労働の削減策、医師労働時間短縮計画の作成支援など
- ・医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行う。  
(例) 勤務環境改善に関する研修会(勤務環境改善マネジメントシステム導入研修)
- ・医療勤務環境改善支援センター運営協議会を設置し、関係機関との連携体制を構築する。  
(関係機関) 医師会、病院協会、看護協会、医療法人協会、社労士会、愛知労働局 等

### (2) 地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金

ア 補助対象医療機関

2024年度から適用される**医師の時間外労働の上限規制を超える医師を雇用**しており、**救急医療を担う等、地域医療において特別な役割**（愛知県地域保健医療計画における5事業5疾病で役割を担う等）があり、**医師の勤務環境改善に取り組む医療機関**。

（なお、救急車等搬送件数が年間2000件以上となり、診療報酬で「地域医療体制確保加算（入院初日に限り520点）」を取得している病院は補助対象外。）

イ 補助対象事業（補助基準額：稼働病床1床当たり133,000円）

勤務間インターバルの適切な設定、当直明けの勤務負担の緩和、複数主治医制の導入、タスク・シフティングの推進など、**医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組**

（経費例示：ICT機器の整備費用、休憩室整備費用、改善支援アドバイス費用、医師事務作業補助者研修費用）

### (3) 県内医療機関の勤務環境に関する実態把握（病院分）

○時間外労働時間

	2021年度調査 (2020年実績)	2020年度調査 (2019年実績)
年960時間を超える該当者あり	15.5%(43件)	13.2%(39件)
うち、年1860時間を超える該当者あり	1.8%(5件)	1.7%(5件)
該当者なし	81.9%(227件)	84.5%(250件)
把握していない	2.5%(7件)	2.3%(7件)
合計	277件	296件

〔 補足 2021年度調査 回答率 86%(277/322)  
2020年度調査 回答率 92%(296/321) 〕

○目標水準

	2021年度調査	2020年度調査
A	63.5%(176件)	55.1%(163件)
連携B	2.2%(6件)	
B	5.4%(15件)	6.8%(20件)
C-1	0.7%(2件)	
C-2	0%(0件)	
複数	2.2%(6件)	
未定/分からない	18.4%(51件)	29.4%(87件)
無回答	7.6%(21件)	8.7%(26件)
合計	277件	296件

○主な取組事例

- ・ICカードの打刻による出退勤時間の管理及び労働時間の把握
- ・連続当直の禁止、当直明けの業務を免除、当直医師を非常勤で確保
- ・医師事務作業補助者の活用、書類作成ソフトの導入
- ・診療看護師の活躍
- ・院内保育所の設置、短時間勤務制度の導入 等

### 3 今後の対応

- 「愛知県医療勤務環境改善支援センター（委託先：愛知県医師会）」において、医業経営の専門知識を有するアドバイザーによる相談・助言等、対象医療機関に対する支援を行っていく。
- 補助事業を活用して、医師の労働時間短縮に向けた関係医療機関の総合的な取組への支援を行っていく。
- 国が2022年4月に施行予定の「特例水準医療機関の指定に関する事前準備規定」を踏まえ、2023年度までに対象となる医療機関を指定する。

なお、都道府県が特例水準医療機関の指定を行うにあたっては、医療審議会の意見を聴取（※）することとされている。

※令和3年5月28日付け厚生労働省医政局長通知「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の公布について

<2021.7.1 第12回医師の働き方改革の推進に関する検討会資料>

